

おおさか電動車協働普及サポートネット設置要綱

(目的)

第1条 おおさか電動車協働普及サポートネット(以下「本会」という。)は、大阪自動車環境対策推進会議が令和3年6月に策定した「おおさか電動車普及戦略」に掲げる目標を達成するため、あらゆる主体が連携・協働して、電動車(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車及びハイブリッド自動車)の普及促進、充電設備・水素ステーションの整備促進及び関連製品・技術の普及促進等を図り、脱炭素社会・水素社会の実現に寄与することを目的とする。

(活動)

第2条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に取り組む。

- (1) 電動車の普及促進に関する広報・周知啓発に関すること
- (2) 電動車の導入に関する率先的な取組みに関すること
- (3) 充電設備・水素ステーション等の整備促進に関すること
- (4) 関連製品・技術の実証・普及促進に関すること
- (5) 本会の活動により得られた成果等の情報発信・共有に関すること
- (6) その他電動車の普及に関すること

(会員)

第3条 第1条の目的に賛同し本会に参加を希望する者は、事務局長の承認を受けて会員となることができる。

2 会員は、第2条に定める本会の活動に率先して実施または協力するものとする。

3 本会の参加に関する登録手続き等は、事務局長が別に定める。

(ワーキンググループ)

第4条 第2条に定める本会の活動を具体的に進めるため、個別テーマごとにワーキンググループ(以下「WG」という。)を設置することができる。

2 WGは、WGの設置を希望する会員(以下「WG幹事」という)と事務局が協議して設置する。

3 WGの参画者は、原則として会員とする。ただし専門的な検討や審議等を要する場合で、事務局が認めた場合はこの限りでない。

4 WGの事務は、WG幹事と事務局が分担して実施する。

5 情報の公開に関しては、必要に応じて、WGで定める。

(費用)

第5条 本会の会費は徴収しない。ただし、本会の活動に係る費用は、原則として、当該費用が発生する活動を行った会員が個別に負担する。

(退会)

第6条 会員は、退会を希望する場合、事務局に退会届を提出し、任意に退会できるものとする。

2 事務局は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなすことができる。

- (1) 会員である団体が消滅したとき
- (2) 会員との連絡が取れなくなったとき

(事務局)

第7条 本会の事務局は、大阪府環境農林水産部脱炭素・エネルギー政策課及び大阪府商工労働部成長産業振興室産業創造課に置き、脱炭素・エネルギー政策課長を事務局長とする。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。